

各方式区分	休日確保の方式	現場閉所により休日確保を行う方式				技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保を行う方式		
	方式名称	完全週休2日		週休2日相当		週休2日交替制		
	発注方式	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	
各方式の実施概要	概要	各週において休工対象日に現場閉所を実施		対象期間において、2/7以上の現場閉所を実施		交替制により4週8休以上の休日確保を実施		
	現場閉所の定義	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態						
	対象期間等	対象期間 ^(注1)	工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間				工事開始日から工事完了日の全期間	
		非対象期間	準備・後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間。その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間					
休工対象日		「土曜日・日曜日・祝祭日」が基本(予め、これに代わる定休日を設定してもよい)		「土曜日・日曜日・祝祭日」を問わず、対象期間の2/7以上の日数				
工事成績評価	加点	対象期間の全日数に対する休工日数の割合が、2/7を越えた場合に加点評価 [天候不良による休工日は休工日数に含めない]				交替制により4週8休以上(休日率28.5%以上)が確保出来た場合に加点評価 [年度毎に完済を受ける工事は年度毎の平均で判断]		
	減点 ^(注2)	減点あり		減点あり		減点あり		
	完全週休2日の履行実施取組証	対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場閉所とした週間数の割合が70%を超えた場合に発行						
積算「費用補正」	補正対象	労務費、機械経費(賃料)、市場単価 ^(注3) 、共通仮設費(率)、現場管理費(率)				労務費、現場管理費(率)		
	当初発注時	当初予定価格から4週8休以上(休日率28.5%以上)の達成を前提として費用補正を実施						
	精算変更時	4週8休以上(休日率28.5%以上)が達成された場合は、費用補正区分を変更しない。4週8休未満となる場合は補正係数(区分)を変更(減額変更)						
	積算[費用補正]	4週8休以上(休日率28.5%以上)に満たない場合の措置(精算変更時)	「補正無し(4週8休未満)」とし、請負代金額のうち補正分を減額。 ※「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の補正区分は適用しない。	現場閉所の達成状況に応じ「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」、「4週6休未満(補正なし)」に補正区分を変更し、請負代金額のうち補正分を減額。		「補正無し(4週8休未満)」とし、請負代金額のうち補正分を減額。 ※「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の補正区分は適用しない。	現場閉所の達成状況に応じ「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」、「4週6休未満(補正なし)」に補正区分を変更し、請負代金額のうち補正分を減額。	

注1：週休2日確保の積算への費用補正のみ、工事完了日を「精算変更の現場説明日」に読み替えて判断する。
 注2：提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合に限り、内容に応じて減点する。
 注3：市場単価については、令和3年3月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事より補正の対象。
 上記については概要を記載しているため、各方式の具体的な取り扱い各工事の「入札公告・入札説明書・追加特記仕様書」により確認ください。